○北海道開発局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道島牧郡島牧村字港五七番一から同村字港六八番一まで	前	一五・〇〇～一九・八〇メートル	〇・〇二九キロメートル
	後	一五・〇〇～一九・八〇メートル	〇・〇二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道瀬棚郡今金町字今金一一二番二地内	前	二二・一二～二五・八九メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	二二・一二～二二・二〇メートル	〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道足寄郡陸別町字利別川上原野基線西一七番七地内	前	三五・六六～三六・〇六メートル	〇・〇五二キロメートル
	後	三五・六六～五一・三三メートル	〇・〇五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北見市北陽一六六番六から同市北陽一八二番一まで	前	一六・五〇～二五・〇〇メートル	〇・一四〇キロメートル
	後	一八・〇〇～二五・〇〇メートル	〇・一四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五　号	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町二四五番四から同町蘭越町二八三番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
十　二　号	札幌市中央区北一条東一三丁目一番二地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十号	北海道瀬棚郡今金町字今金一〇八番一地内	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百三十六号	北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二六林班と小班地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃	北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二五林班い小班地内	〃
〃	北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二三林班は小班地内	〃
〃	北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇二三林班ろ小班地内	〃
三百三十三号	北見市北陽一五九番五から同市北陽九六番二まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年二月二十九日

○沖縄総合事務局告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次の通り公示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

沖縄総合事務局長　久保田　治

(一)　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	五十八号	沖縄県国頭郡国頭村字奥新田原地先から同県国頭郡恩納村字山田垂川原地先まで
一般国道	三百二十九号	名護市字世冨慶世冨慶原地先からうるま市字栄野比安城原地先まで

(二)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(三)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四)　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

(五)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所